

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： レイモンド庄中保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 阿部 良子	定員（利用人数）： 140名（134名）
所在地： 愛知県尾張旭市庄中町1-2-8	
TEL： 0561-76-0888	
ホームページ： https://www.lemonkai.or.jp/school/nursary/leimond-shonaka-hoikuen/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 平成24年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人檸檬会	
職員数	常勤職員： 11名 非常勤職員： 24名
専門職員	（管理者） 1名 （保育補助） 2名
	（保育士） 26名 （調理師） 1名
	（栄養士） 4名 （看護師） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 9室 （設備等） 多目的室、相談室、
	園庭 1500平米

③理念・基本方針

★理念

- ・グループビジョン カラフルな○△□（こせい）が、凹凸（ひずみ）ある世界で躍動する、ソーシャルインクルージョンの実現
- ・法人理念 子育てによるこびを、社会に新しい風を、笑顔あふれる子どもが住む、未来の地球のために
- ・保育理念 人・命を愛する心を育てる
自然と共に生きる心を育てる
想像（創造）する心を育てる
- ・保育ビジョン 何だろうのその先へ
- ・施設・事業所 子どもが子どもとして生きる、時間と空間をつくり続ける

★基本方針

私たちは、保育園を第二の家であると考えています。そこは連帯して生活する一つの共同体でもあります。ここでは、「子どもが子どもらしく生きる」ことを一番の優先にしています。

乳幼児期という人生のかけがえの無い時間を、子どもとして自由に制約を受けずに、この世界への好奇心を満たすことができる場所。遊びに没頭できる場所。

私たちは、そのような環境をつくり、子どもたちと関わっていきます。

専門職である保育士をはじめ、栄養士・調理師・看護師など、すべての職員が「保育者」です。大人の都合や思惑や願望を押しつけることなく、「子どもが子どもとして生きる」時間と空間をつくり続けていきたいと思ひます。これは、口で言うよりはるかに困難な仕事です。

平成24年春の開園、まだ若い保育園ですが、私たちは歩み続けていきます。子ども・保護者・保育者が共に進化成長していく、そんな園をめざして。

④施設・事業所の特徴的な取組

子ども一人ひとりの育ちに寄り添い、それぞれの生きる力を育む ・乳児の育児担当制 ・大人がさりげなく手を差し伸べる保育 ・基本的生活習慣と生活経験 ・子どもの自主性を大切にしたコーナー保育 さまざまな体験を通して、しなやかな身体と豊かな感性を育む ・豊かな自然体験／動植物との関わり ・心揺さぶられる原体験と豊かな表現活動 ・多様な運動遊び ・子ども発のつながる保育 ・文化・伝統の継承 ・美しい保育空間づくり 人との“つながり”、社会との“つながり”を育む ・多様なコミュニケーション ・社会へつながる遊びの発展 ・あいさつ、礼儀作法、利他の心

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 9月 9日（契約日） ～ 令和 7年 3月23日（評価確定日） 【令和 7年 1月18日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2 回 （令和 2年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点 ◆親しみやすいホームページやパンフレット ホームページには、法人の理念や基本方針が分かりやすく掲載され、園の取組みについても1分動画で分かりやすくまとめられている。苦情対応に関する対応手順や苦情の報告も公表し、運営の透明性の確保に努めており、充実したホームページとなっている。パンフレットに関しても、分かりやすく、法人の理念や基本方針、保育内容等を紹介している。ホームページ、パンフレットともに親しみやすいデザインで構成されている。 ◆積極的な実習生、ボランティアの受入れ 実習生の受入れに関する基本姿勢を明確にし、受入れに関するマニュアルを整備している。マニュアルに、受入れに関する連絡窓口、事前説明、実習方法を定めており、今年度は15名の実習生を受け入れた。養成校の巡回指導の担当者と連携し、年度末には養成校での実習報告会に参加する予定である。実習期間中はもとより、実習後も養成校との連携を維持している。ボランティアの受入れの基本方針を受入れマニュアルに記載し、積極的に受入れを行っている。中学生の職場体験学習の受入れ、社会福祉協議会からの潜在保育士の受入れ依頼、直接個人からの申込み等、多彩なボランティアを積極的に受け入れている。 ◆子どもにも保護者にも温かい保育 朝7時半から夕方19時までの長時間保育を行い、働く保護者の生活を支えている。子どもには、安心して遊び込める自由で温かい環境設定が行われている。手作りのおやつや給食は、子どもの意思に任せ、食べたいときに食べられる自由がある。3歳未満児には愛着が形成されるよう保育担当制を実施している。子どもが様々な場面で自ら選べる環境を用意しており、安心して清潔な保育室や園庭は、子どもの生活にふさわしい環境となっている。

◇改善を求められる点

◆取組みに対する支援・確認方法

職員一人ひとりに「目標カード」を用意し、各自の目標や課題の取組み状況を記録して管理している。取組みに対する期中の進捗状況の確認は半期ごとに実施しているが、職員の能力や課題に応じて支援頻度や確認頻度を増やす等、各自の成果が出しやすい支援方法を検討されたい。

◆マニュアルの整理と職員周知

マニュアルはあるが、職員にまで理解が及んでいない事例が散見された。職員自身が、園の決まりやルールを理解して保育実践につなげる必要性を自覚し、より高いレベルの保育を目指されたい。そのために、マニュアルの読合わせや勉強会を行い、園の決まりやルールの理解、周知を図られたい。また、見直しを行って分かりやすいマニュアルに再整備し、必要な時に、必要な職員が、必要な場所で確認できるようにしておくことが望ましい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審は3回目となります。保育の内容や運営に関して、前回と比較して社会的にも課題とされる点を特に考慮していただき、様々な指摘や評価をいただきました。具体的な対応についても詳細を伝えていただくことで、今後の改善に活かしていく予定です。今後とも、保護者の皆様、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、子育ての拠点として更に皆様から選ばれる保育園運営となるよう努力してまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①	a ・ b ・ c
<コメント> 法人の理念、保育理念はホームページにて公開しており、玄関にも掲示し、職員や保護者等への周知を図っている。併せて「事業報告書」や「運営管理規程」にビジョン、保育理念、保育方針、法人重点施策を掲載しており、職員に対して年度末や定期的な会議にて説明している。保護者に対しては、分かりやすく記載した資料を年度末に配付し、周知を図っている。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a	① ・ b ・ c
<コメント> 法人主導にて経営環境全体の把握・分析を行っており、必要な情報を共有している。園長が、市の園長会や市立保育園連盟の会議に定期的に参加しており、地域の福祉に関する状況や保護者ニーズの把握に努めている。今後は、把握された情報をより具体的に分析し、事業計画に確実に反映させ、計画的な取組みができる仕組み作りを検討されたい。			
Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	①	a ・ b ・ c
<コメント> 法人にて組織体制や人材育成、財務状況等について把握・分析している。年度末に、把握した結果を踏まえて、園としての課題を明確にしている。運営面、財務面、人材面ごとに課題を整理し、具体的な取組みとして事業計画を策定している。事業計画の策定段階で職員と課題の検討を行っており、周知を図っている。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-（１）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	①	a ・ b ・ c
<コメント> 法人としてのビジョンを明確に掲げており、ビジョンを実現するために、経営環境や地域ニーズの把握・分析を行っている。中長期事業計画として、組織体制や人材育成、地域連携、収支計画等について具体的な取組みを策定している。			
Ⅰ-3-（１）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	①	a ・ b ・ c
<コメント> 法人が策定した中期事業計画及び前年度からの継続課題等を踏まえて、単年度の事業計画を策定している。年度末に法人と連携し、園として保育面、運営面、財務面、人事面等について職員との意見交換を行い、課題を決定して具体的な取組みにつなげている。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画の策定段階で職員と意見交換を行っており、上半期後に中間振り返りを行っている。昨年度の取組みの中で、目標未達成となった課題や完了できなかった課題について、今年度の事業計画に反映されていない課題がある。各取組みの年度末の最終評価の際には、各課題の継続要否を検討し、その結果を確実に次年度に反映させる仕組み作りを検討されたい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 策定した事業計画は、保護者等に理解してもらうため、分かりやすくまとめた資料を作成している。保護者会等にて、その資料を配付して説明を行っている。資料は玄関にも掲示しており、保護者等がいつでも確認ができるよう配慮している。行事計画についても保護者会等にて丁寧に説明を行ない、理解を得られるよう努めている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> 保育の質の向上のため、定期的に第三者評価を受審している。自己評価としては、近隣地区の3園にて相互に内部監査を実施し、それぞれが指摘し合って改善活動に取り組んでいる。定期的に、法人主導にて実施状況の評価、見直しが行われている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 第三者評価の受審や内部監査による自己評価の結果を基に、園長主導で具体的な改善策を検討し、改善計画を策定して実施している。しかし、一部の指摘事項については、確実に是正処置まで展開できていない。重要な指摘事項については、事業計画に反映させて改善活動が確実に計画的に実行されるような仕組み作りを検討されたい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ b ・ c	
<コメント> 事業計画の策定時には、園長が法人の理念や保育方針を踏まえ、園としての方針を決定している。園長、職員の役割や責任、不在時の権限委任先等については、「職務分掌」や「運営管理規程」にて明確にしている。「職務分掌」を全職員に配付して事務所に掲示することで、周知を図っている。有事の役割や責任については、「災害マニュアル」にて明確にしている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ b ・ c	
<コメント> 遵守すべき法令等に関する各種情報は、市や法人から配信されて来る。職員に対しては、昼礼にて説明し、適時掲示することで周知を図っている。今後の課題としては、遵守すべき法令等を特定・明確にして、計画的に勉強会を開催する等、全職員が正しく理解した上で、遵守させるための仕組み作りを検討されたい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ b ・ c	
<コメント> 園長は、内部監査の実施、第三者評価の受審等にて保育の質の現状を把握し、保育面、運営面、財務面、人事面毎に職員と検討して課題を決定している。各取組みの進捗状況や結果については、園長が作成する単年度の事業計画に記録している。課題としては、個々の職員の取り組む姿勢、職員の努力、頑張り具合についても評価できるような記録の残し方も検討されたい。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ b ・ c	
<コメント> 法人にて、人事、労務、財務に関する分析・評価を実施し、業務改善に取り組んでいる。園長は、法人と連携して人員配置の最適化や環境整備等に努めている。支援システムを導入し、各書類を簡素化することで、職員の業務負担軽減を図っている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉑ ・ c	
<コメント> 法人全体として、人材の確保や育成に関する方針を決定している。人材の育成に関しては、職員の知識や経験に応じた研修を計画して実施している。人材確保に関しては、法人のホームページへの求人掲載や各求人媒体を活用する等、採用活動を実施しているが事業計画には反映されていない。重要かつ継続的に取り組む活動であるため、事業計画に反映させて取り組まれない。			
Ⅱ-2-(1)-㉒ 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉑ ・ c	
<コメント> 法人にて人事基準を整備しており、入職時に説明を行なって周知を図っている。人事基準を事務所に設置し、常時確認できるよう配慮しており、職員の意向や意見交換をする機会も設けられている。職員の職務の成果等の貢献度は把握しているが、具体的に評価項目を設定し、指標化することを検討されたい。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 労務管理に関する体制は整備されており、各職員の勤怠状況や有給休暇の取得状況、時間外労働の状況等を把握し、職員間での偏りが無いよう配慮している。定期的に個別面談を実施しており、職員の意向や意見を把握している。職員に対して、法人内及び外部の相談窓口の紹介を行い、希望日の休暇休暇の取得にも配慮している。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① ・ c	
＜コメント＞ 職員一人ひとりに「目標カード」を用意し、各自の課題や育成への取組み状況を記録している。園長の承認の下、職員個々が目標を設定し、中間で進捗状況の確認を行っている。課題としては、職員ごとに求める内容や期待する水準を明確に伝え、園長と職員本人との合意の下で目標（到達点）を設定することが望ましい。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ① ・ c	
＜コメント＞ 職員の教育・研修については、法人研修、園内研修、市の全体保育研修等があり、職員の技術や経験等を踏まえて教育・研修計画を策定している。定期的に教育・研修計画の評価と見直しは行っているが、事業計画には反映されていない。法人の研修に関する方針を適切に展開させるためにも、事業計画に反映させることを検討されたい。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 全ての職員に対して、教育・研修する機会を確保している。職員個々の技術や知識、経験等を踏まえ、個別面談にて必要な教育・研修の内容や資格取得予定等を決定している。研修後は研修成果の振り返りを行っており、次の教育・研修に反映できるように努めている。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 実習生の受入れに関する基本姿勢を明確にし、受入れに関するマニュアルを整備している。マニュアルに、受入れに関する連絡窓口、事前説明、実習方法を定めており、今年度は15名の実習生を受け入れている。養成校の巡回指導の担当者と連携し、年度末に養成校での実習報告会に参加する予定である。実習期間中はもとより、実習後も養成校との連携を維持している。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 法人の理念や基本方針、保育内容等をホームページやパンフレットに掲載している。市に事業報告をして、事業面や予算、決算情報等を公開している。予算や決算情報を玄関にも設置し、誰でも閲覧できるように配慮している。地域に対しては、子育て支援センターの開所や園長が定期的に「園だより」を町内会や小学校に郵送する等、積極的に情報公開を行っている。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 法人にて定期的に内部監査が実施されており、指摘事項や改善点等がある場合は、対応して適切に運営に反映させている。園内での事務、経理等に関しては、園長と主任保育士が担当し、園長が決裁している。各職員の役割分担については「職務分担表」に明示し、職員に対して全体会議や職員会議等にて説明している。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 定期的に子育て支援センターを開所し、地域の保護者からの相談や子育てに関する支援を通じて交流機会を設けている。消防署とは講習会や訓練を通じて交流する機会があり、盆踊り等の行事に参加して町内会とも交流している。コロナ感染症の5類移行に伴い、積極的な地域交流・連携を検討している。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ ボランティアの受入れに関する基本方針は、受入れマニュアルにて明確に定め、登録手続きや配置、事前説明等を詳細に記載している。中学生の職場体験学習の受入れ、社会福祉協議会からの潜在保育士の受入れ依頼、直接個人からの申込み等、多彩なボランティアを積極的に受け入れている。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 園として必要な行政機関や関係機関をリスト化し、事務所に掲示している。定期的に、職員に対して説明しており、職員が必要に応じて活用できるよう配慮している。消防署と連携し、講習会（訓練）を年1回実施しており、市や小学校、学童クラブ、療育機関との情報交換も行っている。今後は、関係機関との連絡会等を定着化させ、定期的に開催されることを期待したい。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 子育て支援センター開所時や一時預かり保育時に、地域の未就園児の保護者から子育てに関する相談を受けており、その際に福祉ニーズについて把握している。民生委員とも定期的に情報交換を行っており、地域のニーズを把握している。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 園庭開放を実施しており、月に1度、土曜日に子育て支援の場を設ける予定もあり、地域の福祉ニーズを把握する場としても活用していく予定である。今後は、地域の防災協力体制の整備や、被災した近隣住民への福祉的な支援を行う体制を整備する等、地域の社会資源として積極的に支援ができる体制作りを検討されたい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 職員会議は月に2回、その他にリーダー会、月案会議等を行っている。必要なことはその場で話し合いを行い、会議録はチャットで全員へ知らせている。ただ、保育計画を立てた後の職員の意識としては、個々の考え方で保育をしていることで、職員ごとに差が生じてしまうと感じている。園全体で共通の認識が持てるよう、研修や話し合いの場が必要となる。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 園では、子どものプライバシー保護についての規程・マニュアルが確認できなかった。しかし、職員間では、必要とされることは行っているという思いがある。それぞれの担当がそれぞれの思いで工夫しているため、園全体でやるべきことを明確にし、チェックリスト等で内容を全体に知らせていくことを検討されたい。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 園の情報は、ホームページやパンフレットで周知を図っている。パンフレットは見学者へ渡し、詳しい説明と共に情報を提供している。しかし、パンフレットの内容の見直しや、人の目に付きやすい場所にパンフレットを置くことなどは、これからの課題である。園としての情報発信の必要性や有効な方法を、職員参画の下で検討されたい。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 入園時に配付する「重要事項説明書」や「園のしおり」は、絵やイラストを使って分かりやすく説明している。しかし、その内容を一部の職員は把握していない。「重要事項説明書」の内容など、保護者へ伝えるべき内容は、職員も理解して保育を行っていくことは基本である。職員への情報の説明や内容の理解ができるような機会を作られたい。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 保育所変更時の引継ぎについては、市の取決め通りに行っている。他の市への転園の場合は、特に取決めは無いが、必要であれば保護者の同意を得て情報を提供している。園として保護者の相談に対応しているが、卒園後のサポートは告知していない。保護者の安心につながるよう、園から離れても相談を受けられる仕組みやサポートの方法を検討されたい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 保護者アンケートは、主要な行事の後で行っている。行事の感想が主であるが、集計をしてまとめている。その内容を基に職員会議で話し合いをして、検討結果や改善方法を保護者へ知らせている。検討された改善の内容は、次の行事開催時に反映される。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 苦情解決の仕組みは整備されており、保護者へ配付する「重要事項説明書」や「園のしおり」にも記載され、保護者へ周知されている。しかし、苦情の言いやすさや、解決に向けての会議等は十分とは言えない。苦情の出しやすい環境を構築し、真摯に対応していくことを、すべての職員の共通認識とされたい。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 駐車場が渋滞してしまう状態が改善されておらず、コロナ感染症の感染予防のための「送迎時に担任と話さないようにして欲しい」というお知らせがまだ有効となっている。それらを遠因として、相談がしにくいと感じる保護者の意見があった。相談しやすく、意見の述べやすい環境を構築するための環境を整え、現状で出来る相談の受付方法を工夫されたい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 苦情に対応するためのマニュアルや仕組みが整備され、「苦情処理簿」も確認できた。しかし、職員へは周知されていない。法人が作成したマニュアルがある事は知っているが、そのマニュアルの中身を職員は把握していない。その事実を重く受け止め、マニュアルを活用した勉強会を計画し、誰でも同じ対応ができ、園のことを理解して保育にあたることが望ましい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ヒヤリハット報告・事故報告が作成され、その後の検討会も行っており、「会議録」には検討の内容も記載されている。事故対応のマニュアルがあり、規定通りに運用してはいるが、職員は「体制がなく周知されていない」と感じている。職員が、行っていることの意味を知り、何のために行っているかを理解できるよう、学びの場を設けることを期待したい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 「感染症対応マニュアル」は確認できたが、職員への周知ができておらず、対応は職員の判断に委ねられている。感染症が発生した場合、玄関のホワイトボードに書いて知らせている。感染予防の手洗い指導も各クラス行っている。現在、職員が足りていない現状であり、職員の業務負担が大きくなり、有事に「マニュアルに戻る」余裕がなくなっている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 消防計画が作成され、災害時の計画が含まれている。避難訓練を行って「避難訓練簿」に記録をしている。職員は災害時計画について理解がなかった。「非常災害対策計画」をすべての職員が知り、いざという時に指針とする「行動マニュアル」を備え、災害時に子どもを守ることができる体制を構築されたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 法人作成の「保育マニュアル」があり、分かりやすく、パソコンや携帯電話でいつでも確認ができる。しかし、「保育マニュアル」に従った保育の提供ができているか否かの検証は行っていない。今年度は保育士の入れ替わりが激しく、マニュアルの勉強会も十分に行えていない。マニュアルに基づいた保育の提供ができているかを評価・検証する仕組みを構築されたい。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 「保育マニュアル」は、園長会などで検討して、必要に応じて改定される。改定版が出ると、直ちに会議等で職員に周知される。「保育マニュアル」は法人全体で統一され、アプリでいつでも確認できるが、園独自のマニュアルについては、すぐに採せる状態にはなっていなかった。必要な時に、必要な人が、必要な場所利用できるよう、マニュアルの管理を望みたい。			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」に基づいて指導計画が作成されている。3歳未満児や障害児については、個別指導計画が作成されている。指導計画の作成は担任が行ない、会議で決定している。月末に反省を記入した後、主任が確認して必要に応じて指導を行っている。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 指導計画の評価・見直しは、各クラスで子どもの姿を見ながら随時行っている。評価・見直しの際に、保護者の意向を把握するための組織的な仕組みはできていない。見直しの時期や方法を定め、検討会議等を行うことで職員の資質は向上する。今後の課題として検討されたい。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉘ ・ b ・ c
<コメント> 日々の保育の記録は規定通りに行われている。毎日写真付きの保育記録を作成し、保護者へアプリで配信している。他のクラスの職員でも、保育の様子が分かりやすいものになっている。チャットを活用して職員間で情報を報告し合い、勤務時間にかかわらず、情報や状況を確認できる仕組みができています。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉙ ・ b ・ c
<コメント> 子どもに関する記録の保管・保存・廃棄は、規定通りに行われている。個人情報保護については、毎年4月に園内で職員研修を行っている。記録の開示請求への対応も行っている。個人情報の取扱いについて、保護者への説明は入園時に行い、同意の署名ももらっている。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a・㉔・c
＜コメント＞ 「全体的な計画」は、法人作成のベースを基に園長が作成している。人員不足もあり、「全体的な計画」に職員が参加することが難しいため、園長が作成した計画を職員に説明して周知している。今後の課題としては、「全体的な計画」の作成から期中の進捗評価、最終的な評価と見直しまで、職員参画の下で実施できる体制作りを期待したい。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉑・b・c
＜コメント＞ 子どもの過ごす環境として、遊びの環境を工夫しており、衛生面での配慮や季節を感じさせる飾り付けなどを行っている。子どもが生活を楽しみ、遊びを自分で選び、自由に過ごせるように心がけている。室内の温度が集中管理のため、クラスごとに調節できないが、与えられた環境の中で、子どもたちがより快適に過ごせるよう工夫している。			
	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉑・b・c
＜コメント＞ 法人の掲げている保育目標の「大人がさりげなく手を差し伸べる保育」を実践し、一人ひとりを尊重した保育を実践している。0歳児は保育担当制を用いて、愛着形成を助けている。3歳以上児は好きな遊びを自分で選び、遊び込む環境を作っている。食事時間も制約はなく、子どもの好きな時に食べられるよう、さりげない配慮で一人ひとりを大切にする保育を行っている。			
	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉑・b・c
＜コメント＞ 子どもの生活リズムに合わせて個々に対応し、丁寧に関わるよう心掛けている。毎日の活動は、戸外と室内のどちらでも過ごせる時間帯を作っている。基本的な生活習慣を身につけるために、子どもの発達に応じた課題を探り、職員が手本を見せたり、方法を教えながら一緒にやったりして、子ども自身が生活習慣を習得するまで丁寧に関わっている。			
	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉑・b・c
＜コメント＞ 子どもが自分自身で選び、好きな遊びが見つけられる環境を用意している。各保育室に子どもの興味に応じたコーナーを設定し、遊びが広がるようにしている。子どもにとっては自分で選んだ遊びであり、満足感が得られるように援助している。年に数回、アートの時間として制作遊びを取り入れている。子どもは、制作遊びに芸術家の視点で取り組み、イメージの力を豊かにする活動となっている。			
	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉑・b・c
＜コメント＞ 0歳児は保育担当制を実施し、子ども一人ひとりと丁寧な関わりを持って保育にあたっている。子どもと職員との心の通った関係は、子どもにとっての心地よさと安心感になっている。時として、職員の配置が手薄になってしまう時間帯があるが、職員間の調整やチームワークによって、子どもが安全で安心して過ごせるように工夫している。			
	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	㉑・b・c
＜コメント＞ 3歳未満児も保育担当制を導入しており、各職員が担当する子どもの生活を整え、愛情を持って接している。トイレトレーニングは、不安なくトイレに行けるよう工夫したり、やる気の出る環境作りをしており、個々の発達に応じて援助している。玩具を多めに出しておき、子どもが好きなものを選べるようにしている。また、絵本コーナーを作り、ゆったりと絵本を楽しめる場所を確保している。			

	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 3歳以上児は、それぞれのクラスで5箇所のコーナーを作り、遊びが選べる環境を整えている。環境評価スケールで、各項目をクリアできるように、学びながら環境を整えている。年齢によって遊びの興味や関心は変わってくるので、職員はそれを見極めて援助している。慣例に従って毎年同じような環境を用意するのではなく、目の前の子どもを見ながら環境を整えている。			
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 障害のある子どもには、個別支援計画を作成して保育にあたっている。年に数回、市の専門員の巡回を受けており、その際に職員が適切な援助のためのアドバイスを受けている。障害のある子どもの保護者とは、年に1回懇談の場を作り、支援の方法を共有し、相談の時間を作っている。保護者からの申し出があれば、いつでも相談に乗れる体制ができている。			
	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 7:30から19:00までの長時間保育を実施している。長時間保育で子どもが少なくなった時には、目新しい玩具を出す等、子どもが飽きないように目先を変える工夫をしている。延長保育専用の保育室があり、幅広い年齢の子どもが過ごせるよう配慮している。伝達ボードで引継ぎを行ない、次の日に、長時間保育の子どもの前日の様子が分かるよう工夫している。			
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」に着目して指導計画を立てている。小学校訪問は、新型コロナウイルス感染症が流行してからは実施していない。コロナ感染症は昨年度より5類に分類されており、小学校等との連携や交流を再開していくことを検討されたい。特別な配慮の必要な子どもに関しては、小学校と連携を取っており、小学校の教諭が様子を見に来ることもある。			
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保健計画が作成され、看護師中心に健康記録や健診記録が作成されている。「看護日誌」をつけており、けがや欠席の様子が把握できるようになっている。「保健だより」を配付し、保護者に啓蒙を行っている。感染症の発生は、園内のボードで知らせている。看護師の活動内容が、すべての職員に周知されているとは言い難い。保健計画等を周知し、子どもの健康管理に職員の参画意識を高められたい。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 歯科健診・内科健診の結果を保護者へ知らせ、異常のあった子どもの保護者には直接連絡し、医療機関への受診を促している。体の仕組みや歯の大切さを知らせる絵本などを用意し、保育活動へ取り入れている。「指吸い」をしている子どもに対しては、やめ時を考えるきっかけ作りを行っている。虫歯のある子どもに関しては、保護者に虫歯治療の必要性を知らせ、治療を促している。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 「アレルギー対応マニュアル」は、厚生労働省作成のマニュアルと法人作成のものを併用している。医師の作成した「生活管理指導表」に沿って保育を行っている。アレルギー児の一覧表を職員に配付し、研修と共に対応を周知している。各クラスに一覧表を貼りだし、いつでも確認できるようにしているが、個人情報保護の観点から、見えない所に貼るという配慮もある。			

A-1-（４） 食育、食の安全			
	A-1-（４）-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 食育計画があり、自園で調理した手作りの給食やおやつを提供している。給食サンプルは、実物を園の入り口に展示し、献立や量を知らせている。「食育だより」を月１回発行し、食育への取組みを保護者へ知らせ、希望があればレシピも公開している。試食会やクッキング保育は、コロナ禍によって中断されたまま、現在も再開されていない。食育の面からも、再開を期待したい。			
	A-1-（４）-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 法人の栄養士が献立を立て、切り方も見栄えを大切に、美しく整えている。おやつもできる限り手作りで提供している。調理員の退職等で、一時期おやつが手作りではなくなった時期があったが、今は手作りおやつが再開できている。法人作成の「衛生管理マニュアル」で食の安全を担保し、食物アレルギー児にはトレイの色を分けたり、職員数名でチェックした後に提供している。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-（１） 家庭と綿密な連携			
	A-2-（１）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 子どもの発達や保育の意図について、保護者の理解を得るために、年２回の保護者懇談会時に、園長が保育についての説明を行っている。個別懇談会や保育参観もあり、保育の様子や子どもの姿を双方で共有し、保護者の質問に答えたり、様子を話し合うなどの機会を設けている。懇談会後には職員会議で話し合い、職員間で共通理解を図っている。			
A-2-（２） 保護者の支援			
	A-2-（２）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者が安心して相談できるように相談室があり、プライバシーに配慮した環境が整っている。新型コロナウイルス感染症の流行時のお願い事項、「送迎時に保育士に質問等はしないでください」が、まだ継続されているように見受けられる。新型コロナウイルス感染症は５類に分類されたこともあり、保護者が相談しやすい環境を整備し直し、安心して子育てができる支援体制の再開を期待する。			
	A-2-（２）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」は、市のマニュアルに加え、法人独自のマニュアルもあり、いつでもアプリで確認ができる。しかし、一部にはその存在を知らない職員もいる。定期的にマニュアルの読み合わせ等を行い、早期発見に努められたい。虐待が疑われる場合にどのように対応するのか、すべての職員が理解して動けるよう、全職員への周知徹底に取り組まれない。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3-（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
	A-3-（１）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保育実践の振り返りを「保育記録」の反省欄に記載し、次の計画へつなげている。長期・中期の「振り返りシート」があり、その結果を提出した後、園長との面談を経て、個人の目標達成度や保育の振り返りを総合的に評価している。しかし、「振り返りシート」の活用は個人レベルで留まり、「振り返りシート」を集計・分析して、園全体の課題を抽出するには至っていない。			